

16 農業共済関係事業（農業災害補償制度）

【89,345(91,103)百万円】

対策のポイント

農業災害補償法に基づき、農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を、保険の手法により補填し、農業経営の安定を図ります。

<背景／課題>

- ・我が国の農業は、風水害、冷害等種々の農業災害にしばしば見舞われ、広い地域にわたり甚大な被害を受けやすいという宿命を有しています。
- ・このため、被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填して農業経営の安定を図り、国民に対して食料を安定的に供給することは国の重大な責務です。

政策目標

共済金の早期支払を通じた被災農業者の経営の安定を確保

<主な内容>

1. 共済掛金国庫負担金

50,110(50,110)百万円

農業者が支払うべき共済掛金の約1/2を国庫が負担します。交付事務の簡素化のため、農業者に直接交付するのではなく、国の一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れられ、さらに、農業共済組合連合会又は農業共済組合（又は農業共済事業を営む市町村）に交付します。

補助率：1/2	
農作物共済（麦）	：50～55%
家畜共済（豚）	：40%
畑作物共済（蚕繭以外）	：55%
事業実施主体：農業共済団体等	

2. 農業共済事業事務費負担金

38,685(40,285)百万円

被災農業者に対する共済金支払等に係る事務処理が、迅速、適正かつ円滑に実施されるよう、農業災害補償法に基づき、農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費、庁費等）を負担します。

補助率：定額	
事業実施主体：農業共済団体	

お問い合わせ先：

- | | | |
|------|----------|-------------------|
| 1の事業 | 経営局保険課 | (03-3502-7337(直)) |
| 2の事業 | 経営局保険監理官 | (03-3591-5009(直)) |